

会津若松市市街化調整区域における地区計画（都市計画法第34条第10号） の運用基準（素案）への意見募集結果

募集方法及び結果

1. 募集期間 平成22年2月15日（月）～平成22年3月15日（月）
2. 提出方法 電子メール（1件）
3. 意見件数 1件（1人）
4. 意見の要旨と市の考え

意見に係る 指摘箇所	意見の要旨	市の考え方
6. 対象地域の類型	<p>対象地域の3種類のひとつに「地域産業振興型」があるが、「建築物等の用途」の類型として、「インターチェンジの利便性を向上させる施設」を追加願いたい。この施設として、具体的に想定する施設は以下の施設である。</p> <p>(1)コンビニエンス・ストア (2)パーキング (3)ドライブイン (4)道の駅 (5)高速バスターミナル</p>	<p>「地域産業振興型」の類型については、他の類型と同様、都市計画マスタープラン等に明示されている当該地域の土地利用方針に即した土地利用計画により、幹線道路やインターチェンジ周辺地域である、という立地特性を生かし、工場、研究施設、物流施設、地域振興に資する施設等を整備する場合については、一定の要件のもと、地区計画の策定により立地を認めようとするものです。</p> <p>ご提言いただいた「インターチェンジの利便性を向上させる施設」についても、単に利便性が向上する施設であるのみでは足りず、具体的に提案される土地利用計画等が当該地域の土地利用方針に適合し、地域振興に資すると判断され、他の立地要件にも合致する場合には、地区計画の策定を検討することは可能であると考えております。</p> <p>具体的な施設としてご提示いただいております、(1)コンビニエンス・ストア、(3)ドライブインにつきましては、都市計画法第34条の立地基準により、一定の要件を満たし適正な位置に配置される場合には、市街化調整区域においても開発許可をすることが可能な建築物となっております。</p> <p>また、(2)パーキング、(4)道の駅、(5)高速バスターミナルにつきましては、開発行為者、土地利用計画の内容等により、開発許可が不要で立地可能な場合もあるものと考えております。</p> <p>なお、上記の具体的な各施設に係る開発行為の場合をはじめ、市街化調整区域については農地法やいわゆる農業振興法の適用を受ける地域も多く、これらの法令が適用される場合は、別途、農地転用や農振農用地域からの除外の手続きが必要となりますので、ご理解をお願いいたします。</p>

会津若松市鶴賀・亀賀地区土地利用方針（素案）への意見募集結果

募集方法及び結果

1. 募集期間 平成22年2月15日（月）～平成22年3月15日（月）
2. 意見件数 0件